

令和4年9月22日

くすのき共済加入事業所 各位

西宮商工会議所

西宮商工会議所 生命共済制度「くすのき共済」  
新型コロナウイルス感染症における宿泊療養・自宅療養による  
「病気入院見舞金」のお取扱いについて

謹啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当所では生命共済制度「くすのき共済」加入者の方が新型コロナウイルス感染症と診断された際、臨時施設等または自宅において療養を受けられた方に対し「みなし入院」として当所独自の給付制度である“病気入院見舞金”を支給しておりました。

ところが、今般、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を、全国一律に重症化リスクの高い方々に限定することが公表されました。これを受け、当所におきましても政府の方針にあわせ、令和4年9月26日（月）以降の「みなし入院」の対象を重症化リスクの高い方々に限定する取扱いといたします。

「くすのき共済」ご加入の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

◆「みなし入院」の対象

令和4年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断され、入院の必要があったにもかかわらず、医療機関の事情などにより入院できず、病院などと同等とみなされる臨時施設等または自宅において療養を受けられる方のうち、重症化リスクの高い以下の方に限定します。

※重症化リスクの高い方

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与又は新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊娠中の方

<参考>新型コロナウイルス感染症における病気入院見舞金の支給範囲

療養		診断日	
		令和4年9月25日以前	令和4年9月26日以降
入院された場合		支給対象	
みなし入院 (宿泊療養・自宅療養)	重症化リスクの高い方	支給対象	
	上記以外の方	支給対象	支給対象外

以上

【お問合せ先】

西宮商工会議所

共済担当

TEL：0798-33-1131